

火曜、金曜日発行（但休日）に当たるときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の
規定により次の肥料を登録した。

昭和二十九年六月八日

鳥取県知事 西尾愛治

目次

- ◇告示 肥料取締法に基づく肥料の登録
- 建築代理業者の登録
- 魚市場の変更登録
- 土地改良区の役員の内任
- 鶏の移入禁止区域の指定
- 農地法に基づく土地配分計画の作成
- 家畜改良増殖法に基づく人工授精講習会の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量%	住	生	産	所	業	一	氏	者	名
------	-------	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

鳥取県第二二一号 五、〇菜種油粕 五、〇二、〇一、〇 鳥取市湖山町新川六六一 影井 正芳

窒素全量 磷酸全量 加里全量

鳥取県告示第三百二二号
鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年六月八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 三〇二二九、五、二八
年月日 八頭郡安部村大字安井宿
現本 智頭町大字芦津
住 所 籍 事務所所在地 業務管理者
入江建設事務所 一級建築士
入江 雄太郎 入江 雄太郎

鳥取県告示第三百三三号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）
第五条の規定により上井魚市場について次のように変更
登録した。

昭和二十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

魚市場の所在地

新 鳥取県倉吉市上井三二八番地
旧 鳥取県東伯郡上井町上井二一三番地の二

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
就任した旨届出があつた。

昭和二十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

下中山村中井手土地改良区

理事 江原 英雄 東伯郡下中山村大字栄田
太田 慶治
手島 治藏
野川 延造
大字田中

新開川土地改良区

理事 井上 光恵 米子市東福原
" 宮崎 良孝 " 西福原
" 国尾 春吉 " " "
" 永見 正栄 " 両三柳
" 竹本美佐雄 " 上福原
" 井上 福壽 " " "
" 八尾高三郎 " 皆生
" 山口 繁 " 西福原

小路田井土地改良区

理事 赤井 周次 西伯郡成実村大字古市
" 長田喜太郎 " 大字新山
" 木村 清 " " "
" 大江 武一 " " "
" 末吉 泰治 " 大字古市
" 潮 淳 " " "
" 山根 源重 " 大字吉谷
" 清水 浅市 " " "
" 山本 勝美 " " "
" 松林 武雄 " " "
" 白子 貞治 " 大字奈喜良
" 山根 茂 " " "
" 齊木千代徳 " 大字石井
" 能見 房一 " 大字新山
" 齊木 茂樹 " 大字石井
" 牧 茂富 " 大字古市
" 友長 要 " " "

成実村土地改良区

下中山村 〇〇七二七
 手間村 〇〇九二三
 西伯 手間 田住

鳥取県告示第三百七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六
 条第二項第二号に規定する牛並びに豚の人工授精講習会

を次のように実施する。

昭和二十九年六月八日
 鳥取県知事 西尾愛治

一、家畜の種類 牛、豚
 二、日程

日	時	科	目	開催地
六月十四日	自午前八時 至午後六時	関係法規	生殖器解剖	東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場
"	"	家畜改良と登録	胎生遺傳概論 種付の理論	"
"	"	繁殖生理	胎生遺傳概論 消毒	"
"	"	生殖器解剖実習	繁殖生理 発情鑑定実習	"
"	"	精虫生理	器具機械 精液精虫検査法	"
"	"	人工授精	人工授精	"

" 二十日 " 人工授精実習 人工授精実習
 " 二十一日 " 人工授精 人工授精
 " 二十二日 " 人工授精実習 人工授精実習
 " 二十三日 " 修業試験 修業試験

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年六月八日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

- 一 日時 六月九日午前十時半
- 二 場所 県教育委員会会議室
- 三 議題 定例報告について

その他

